

## 【個人事業顧問】報酬規程

### 【1】税務顧問報酬(事業所得・不動産所得があり青色選択の方)

		備考
1	毎月面談	(参考)前期年商に応じて、毎月支払が下記の通り <事業所得・不動産所得> ～1千万円：30,000円 / ～3千万円：40,000円 / ～5千万円：50,000円 / ～1億円：70,000円 / ～3億円：100,000円 ～5億円：150,000円 / 5億円超：要相談
2	3ヶ月毎面談	(参考)前期年商に応じて、毎月支払額が下記の通り <事業所得・不動産所得> ～1千万円：15,000円 / ～3千万円：20,000円 / ～5千万円：25,000円 / ～1億円：35,000円 / ～3億円：50,000円 【※1】前期年商3億円超の場合は要相談。 【※2】面談は1時間/1回の料金として設定しております。 【※3】1時間超の面談を希望される場合は別途追加の料金をご請求いたします。
3	6ヶ月毎面談 (年2回の面談)	(参考)前期年商に応じて、毎月支払額が下記の通り ～1千万円：10,000円 / ～3千万円：15,000円 / ～5千万円：20,000円 / ～1億円：27,500円 / ～3億円：37,500円 【※1】前期年商1億円超の場合は要相談。 【※2】面談は1時間/1回の料金として設定しております。 【※3】1時間超の面談を希望される場合は別途追加の料金をご請求いたします。
4	申告時のみ面談	(参考)前期年商に応じて、毎月支払額が下記の通り(契約開始時にご請求) <事業所得・不動産所得> ～1千万円：5,000円 / ～3千万円：8,000円 / ～5千万円：10,000円 / ～1億円：15,000円 【※1】前期年商1億円超の場合は要相談。 【※2】面談は1時間/1回の料金として設定しております。 【※3】1時間超の面談を希望される場合は別途追加の料金をご請求いたします。

### 【2】会計業務報酬(事業所得・不動産所得があり青色選択の方)

		備考
1	全てお任せ	領収書等の原始証憑からお預かり、お預かりした原始証憑をもとに会計ソフトへの入力をします。 お預かりした原始証憑は、丁寧にファイリングし、証憑類の紛失等を防ぎます。
(参考)月平均取引(仕訳)件数に応じて、毎月支払額が下記の通り。 <事業所得・不動産所得(仲介会社の管理表等でまとまっている場合)> ～50件：10,000円 / ～100件：15,000円 / ～200件：30,000円 / ～300件：45,000円 / ～500件：60,000円 / 以降100件ごとに10,000円加算 <不動産所得(仲介会社の管理表等でまとまっている場合)> ～100件：10,000円 / 以降100件ごとに10,000円加算		
2	自計	領収書等の原始証憑をもとに入力いただいた会計帳簿のチェックを行います。 会計ソフト(freee、MFクラウド、弥生会計オンラインなど)の契約が別途必要となります。
(参考)月平均取引件数に応じて、毎月支払額が下記の通り <事業所得・不動産所得(仲介会社の管理表等でまとまっている場合)> ～100件：5,000円 / ～200件：10,000円 / ～300件：15,000円 / ～500件：25,000円 / 以降100件ごとに5,000円加算 <不動産所得(仲介会社の管理表等でまとまっている場合)> ～100件：4,000円 / 以降100件ごとに4,000円加算		
3	自計化支援 (会計ソフト導入支援)	【2】2(自計)を行っていただく場合、自計化支援の初期費用として下記のいずれか低い金額を頂戴いたします。 ・【2】1(全てお任せ)の3ヶ月分 ・10万円 【※1】既に導入済みの場合は不要です。

### 【3】決算報酬

		備考
1	決算書作成	【1】税務顧問報酬×6ヶ月分 例：事業所得(青色)、3ヶ月面談、年商1,000万円以下の場合 △税務顧問報酬：15,000円/月 →15,000円×6ヶ月=90,000円
1a	提出先追加	事業所が2カ所以上の市区町村(政令指定都市の場合は行政区)にある場合、 事業所一つにつき10,000円を別途ご請求させて頂きます。
2	書面添付	【3】1(決算書作成)の20% 申告書作成に当たり、決算書の作成根拠等を記載することで信用が高まります。 また、税務署は税務調査着手前に税理士へ意見聴取し、その結果次第では調査省略となるケースがあります。
3	消費税	本則課税による申告の場合:年商～1億円/70,000円、年商1億円～/100,000円 簡易課税による申告の場合:35,000円 棚卸資産の調整がある場合 20,000円 右記のいずれかに該当する場合 売上1億円毎に30,000円加算 (課税売上割合95%未満で売上高1億円未満の場合は30,000円) ・個別対応方式をとる場合 ・課税売上高5億円超の場合 ・課税売上割合95%未満 中間申告 【3】1(決算書作成)の10% 消費税:前期の消費税額480,000円超の場合

※ 上記金額には消費税は含まれておりません。

※ 事業規模・事業内容に著しい変化があった場合、料金の改訂をお願いする場合がございます。

※ 記載のない項目につきましては別途協議させていただき、決定させていただきます。

※ 日本語以外でのコミュニケーションをご希望の方は、別途ご相談させていただきます。